



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
- ………(同)……………三
- 救急医療機関の申出事項の変更……………四
- ………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………四
- 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………四
- 保安林の指定実施要件の変更予定……………(同)……………四
- 都道(首都高速道路)の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- ………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………八

告示

- 都市計画の案(五件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

東京都告示第二百二十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舩添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社アール・ホーム
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 後藤 良治
  - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区神宮前六丁目二十五番八号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六二八九号
  - (五) 免許年月日 平成二十三年八月十一日
- 二 処分年月日 平成二十八年二月十日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年三月十五日から同年四月十三日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

東京都告示第二百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

る。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舩添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

認定年月日

- 対象区域の地名地番
- 台東区上野三丁目二十三番一、同番 平成二十八年二月一日
- 二百三十四番一、同番二、百三十七番一、同番二及び百三十八番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第二百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年一月二十日	西東京市泉町一丁目千四百七十六番十八及び同番三十の各一部	延長 二・〇九 幅員 四・〇〇
----------------------	-------------	------------------------------	-----------------

●東京都告示第二百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区喜多見五丁目地内）

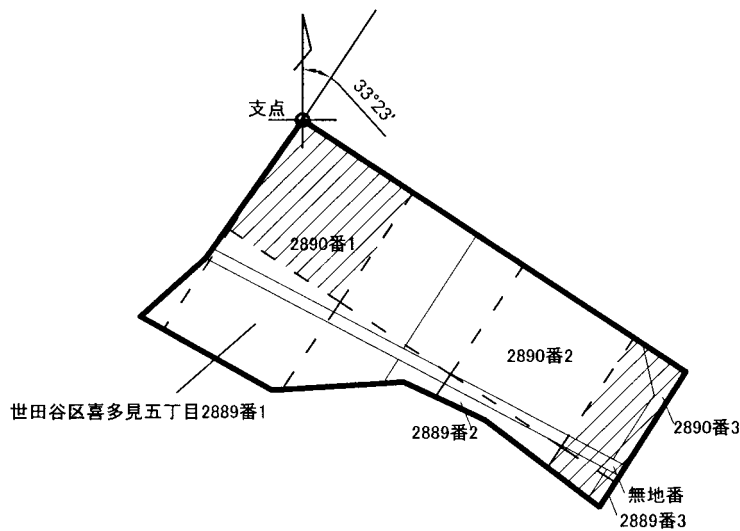
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定、原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図

【凡例】

- — : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 要措置区域



【支点】

支点は、世田谷区喜多見五丁目2890番1の最北端とする。

【格子の回転角度(33度23分)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千五百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十二日

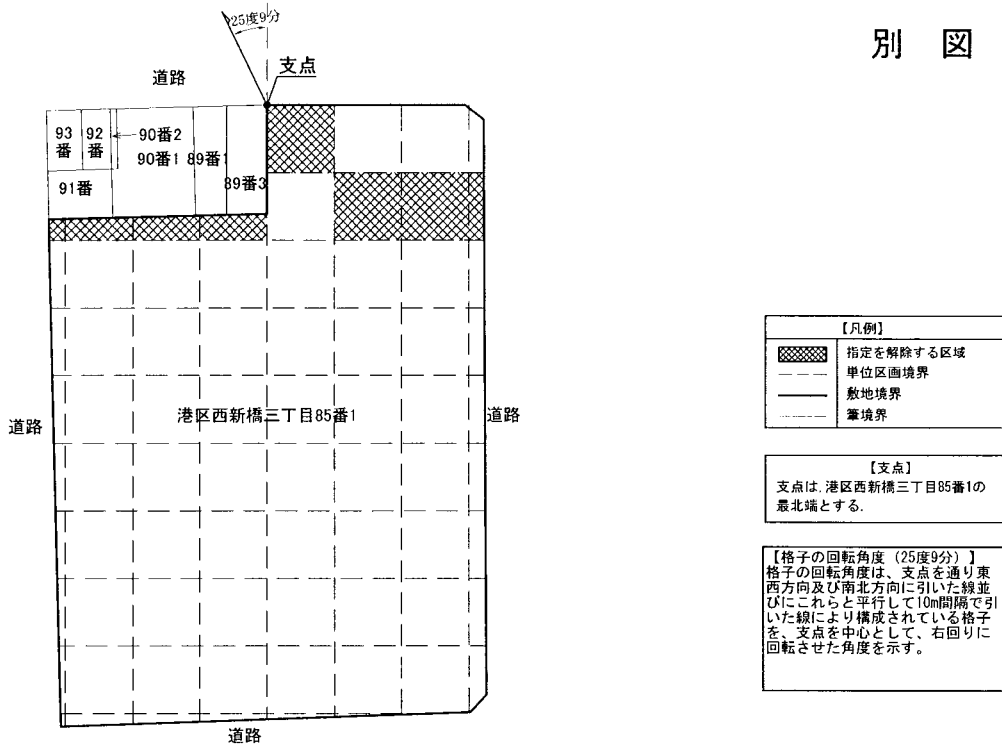
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区西新橋三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



●東京都告示第二百二十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称の変更

変更前 変更後 所在地 変更年月日

特定医療法 特定医療法 世田谷区奥沢三 平成二十八  
人社団和誠 人社団東京 丁目三十三番十 年一月一日  
会大脳病院 明日佳東京 三号  
明日佳病院

●東京都告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林予定森林の所在場所

八丈島八丈町大賀郷二〇二四番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字小沢八六八五番から八六八七番まで、八六八九番一及び二、八六九〇番二及び三、八六九一番、同村字榎里九〇一六番、九〇四八番イ、九〇四九番一、九〇五四番、九〇五五番一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市御岳二丁目四八九番一・四九四番・五〇三番・五〇五番・五〇六番・五九二番(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、四八九番二、同市御岳山八番(次の図に示す部分に限る。)、あきる野市戸倉字盆堀谷千ヶ沢二四二一番一(次の図に示す部分に限る。)、同市切欠二〇四二番(次の図に示す部分に限る。)、一八三三番二、一八三四番、二〇二四番二、二〇二五番五、二〇二六番一、二〇二七番、二〇二八番二、二〇二九番、二〇三〇番一、二〇三〇番二、二〇三〇番三、二〇三〇番四、二〇三〇番五、二〇三〇番六、二〇三〇番七、二〇三〇番八、二〇三〇番九、二〇三〇番十、二〇三〇番十一、二〇三〇番十二、二〇三〇番十三、二〇三〇番十四、二〇三〇番十五、二〇三〇番十六、二〇三〇番十七、二〇三〇番十八、二〇三〇番十九、二〇三〇番二十、二〇三〇番二十一、二〇三〇番二十二、二〇三〇番二十三、二〇三〇番二十四、二〇三〇番二十五、二〇三〇番二十六、二〇三〇番二十七、二〇三〇番二十八、二〇三〇番二十九、二〇三〇番三十、二〇三〇番三十一、二〇三〇番三十二、二〇三〇番三十三、二〇三〇番三十四、二〇三〇番三十五、二〇三〇番三十六、二〇三〇番三十七、二〇三〇番三十八、二〇三〇番三十九、二〇三〇番四十、二〇三〇番四十一、二〇三〇番四十二、二〇三〇番四十三、二〇三〇番四十四、二〇三〇番四十五、二〇三〇番四十六、二〇三〇番四十七、二〇三〇番四十八、二〇三〇番四十九、二〇三〇番五十、二〇三〇番五十一、二〇三〇番五十二、二〇三〇番五十三、二〇三〇番五十四、二〇三〇番五十五、二〇三〇番五十六、二〇三〇番五十七、二〇三〇番五十八、二〇三〇番五十九、二〇三〇番六十、二〇三〇番六十一、二〇三〇番六十二、二〇三〇番六十三、二〇三〇番六十四、二〇三〇番六十五、二〇三〇番六十六、二〇三〇番六十七、二〇三〇番六十八、二〇三〇番六十九、二〇三〇番七十、二〇三〇番七十一、二〇三〇番七十二、二〇三〇番七十三、二〇三〇番七十四、二〇三〇番七十五、二〇三〇番七十六、二〇三〇番七十七、二〇三〇番七十八、二〇三〇番七十九、二〇三〇番八十、二〇三〇番八十一、二〇三〇番八十二、二〇三〇番八十三、二〇三〇番八十四、二〇三〇番八十五、二〇三〇番八十六、二〇三〇番八十七、二〇三〇番八十八、二〇三〇番八十九、二〇三〇番九十、二〇三〇番九十一、二〇三〇番九十二、二〇三〇番九十三、二〇三〇番九十四、二〇三〇番九十五、二〇三〇番九十六、二〇三〇番九十七、二〇三〇番九十八、二〇三〇番九十九、二〇三〇番百

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京東局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 高速湾岸

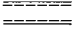
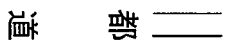

二 供用開始の区間 港区台場二丁目十番一地先から同所十四番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

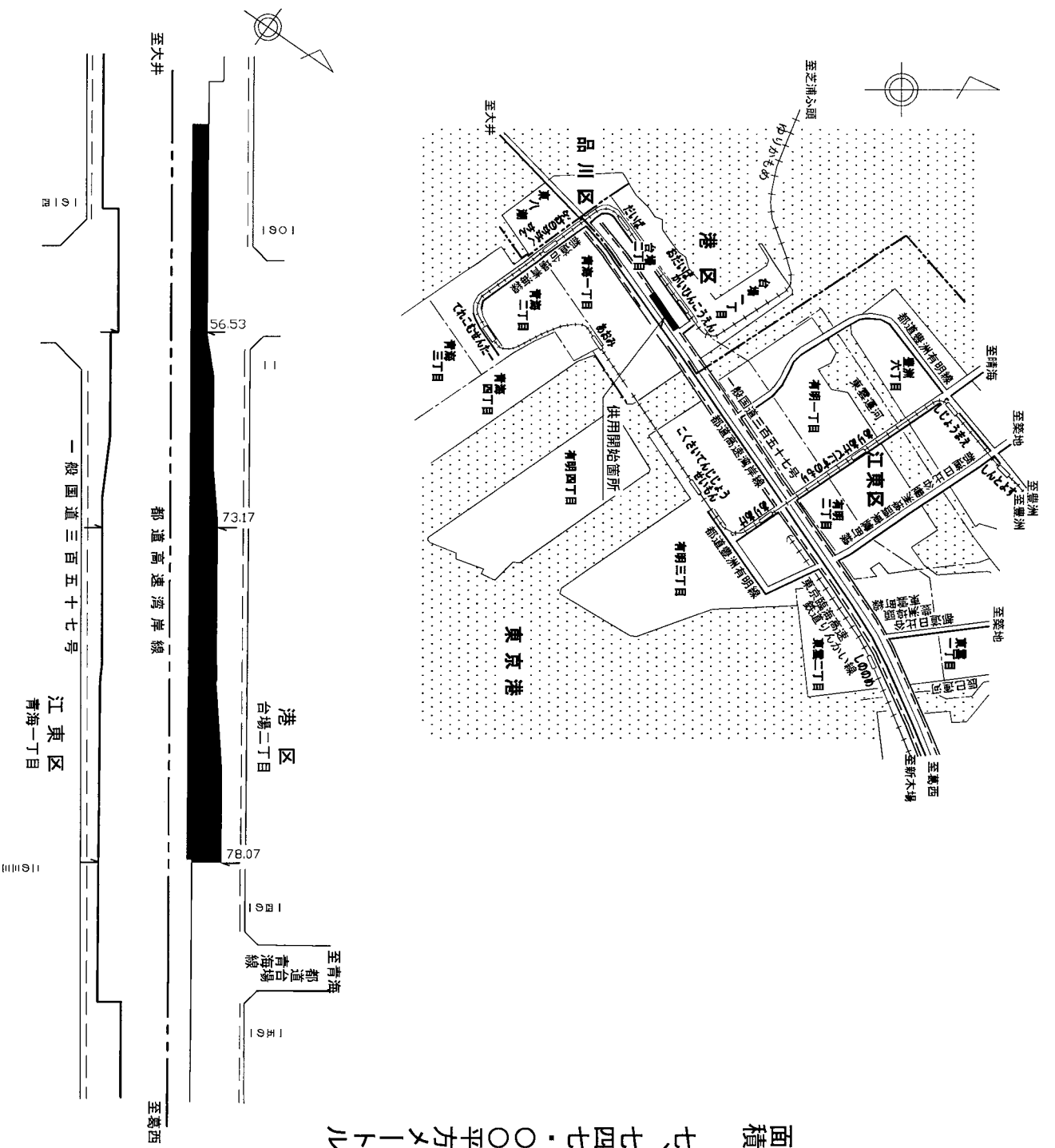
四 供用開始の期日 平成二十八年二月二十三日午前五時

### 都道高速湾岸線供用開始略図

### 港区台場二丁目地内

-  一般国道
-  都道
-  供用開始区域

延長 四八五・五六メートル  
面積 七、七四七・〇〇平方メートル



別図

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十二日 東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十二月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ひなた
- 三 代表者の氏名  
國分 和美
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都武蔵村山市中央四丁目五十五番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、身体障害者及び知的障害者、精神障害者等に対して、障害者総合支援法に定める介護給付に関わる事業や訓練等給付に関わる事業を行い、障害者の主体的社会参加に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十二月十五日

- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Nagomi Visit
- 三 代表者の氏名  
楠 めぐみ
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区南青山二丁目二番十五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国内外問わず広く一般の人々に対しホームページ事業を行い、国際交流の拡大に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十二月二十八日

- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みんなのわ
- 三 代表者の氏名  
神川 麻紀
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都八王子市横山町十三番四号 SOHOプラザニユー八王子 二一〇
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者(児)の自立支援に関わる活動を行うものとする。また、介護保険法、障害者総合支援法、介護予防・日常生活支援総合事業に基づく以下の事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。また障害者(児)、高齢者とその家族、関係者に対し

行う相談支援事業や相談支援活動を行うものとし、障害者(児)、高齢者支援に必要な場や情報を提供する。

高齢者、障害者(児)、障害児とその家族を含め、他団体や教育機関、医療機関、地域住民と地域で支えあう仕組みづくりに関する活動、ボランティアの育成、教育研修に関わる活動を行うものとする。そしてこれらに関わる当事者、家族、関係者及び一般等に対しても、相談支援事業と情報提供を行うものとする。

これら活動を推進するために、幅広く地域や分野を越えたNPOの活動基盤強化をはかり、医療機関、教育機関、地域包括支援センター、介護保険事業者、障害者総合支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者、企業、行政とのパートナーシップの形成を促進し、社会福祉を推進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十二月二十八日

- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東京都タッチラグビー協会
- 三 代表者の氏名  
永田 友純
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都目黒区上目黒五丁目二十六番二十一号 ロイヤルパレス上目黒2F 株式会社アポプラザズ内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、東京都におけるタッチラグビーの普及振興を図るとともに、都民の健康を増進し、生涯スポーツ

として実践を通じ、青少年の健全育成と、明るい社会づくりに寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅ケア協会

三 代表者の氏名

外山 誠

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場一丁目十五番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、国民一人ひとりが、個人の意志に基づく最高の社会生活を実現することを目標に、在宅ケア相談支援、訪問看護を提供する社会生活支援事業等を通して、社会サービスの質的向上と発展に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中野の介護と福祉を考える会

三 代表者の氏名

横塚 美幸

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区新井一丁目三十七番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民を対象にして、高齢者・障がい者の介護支援、子育て支援等福祉に関する事業、福祉職種の資質向上・人材育成等や、高齢者・障がい者子どもの交流・ふれあいの事業等を行い、地域の全ての人々が安心して生活できる介護と福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ

三 代表者の氏名

中野 美紀男

四 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市本町二丁目十四番二十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者(以下、「障害者等」とする。)特に障害者等とその家族に対して、成年後見制度の普及と人権の擁護及び財産管理等に関する事業を行うとともに、様々な福祉サービスを充実させ障害者等が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人神田連雀亭

三 代表者の氏名

堀田 康彦

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田須田町一丁目十七番地 加藤ビル

二階

五 定款に記載された目的

この法人は、現在及び未来の世代に対して、落語、講談その他の寄席演芸を守り、育て、親しむ諸活動を通じ、寄席演芸に関する事業を行い、我が国の伝統演芸の保全に寄与するとともに、事務所所在地をはじめとして活気あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム

三 代表者の氏名

高橋 雅夫

四 主たる事務所の所在地



<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京都臨床細胞学会</p> <p>三 代表者の氏名 九島 巳樹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十五号 UEDAビル六F 株式会社クパプロ内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東京都における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、アジア・オセアニア地域における遺伝子細胞治療の発展に資する学会設立に向けて、同地域の遺伝子細胞治療の学問的進捗を図り、各国との学術交流を実施し、若い研究者の育成を担い、一般の方々や患者の方への広報活動などを通じて、新しい治療分野である遺伝子細胞治療の進展を目的とする。</p> <p>また、遺伝子細胞治療に関する医薬品の普及を図るため、各国の遺伝子細胞治療に関連する規制等を考慮し、国際共同臨床研究を円滑に進めるための活動を展開する。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>東京都中央区日本橋一丁目二十一番三号 ハイマートビル</p> <p>五 定款に記載された目的</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Child First Lab.</p> <p>三 代表者の氏名 高岡 昂太、先光 毅士、伊角 彩、小倉 加奈子、福永 宏隆、安藤 絵美子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区三好四丁目七番二十八―二一〇号</p> <p>五 定款に記載された目的</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スタリエ</p> <p>三 代表者の氏名 朝月 真次郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区海岸三丁目二十四番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会で生活する人々がその人らしく生きがいのある暮らしが実現できる豊かな社会生活を構築するために、地域福祉サービスや各地域の実情に応じたコミュニティづくりを、スタイリッシュなデザインと発想力で、ライフスタイルの提案と人々が楽しめる空間づくりを通じて、地域コミュニティに彩りを加え価値を高めていくことを目指し、地域活性化と社会福祉の推進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>平成二十八年一月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>
<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都市計画用 途地域 第一種中高層 廃止する部分 住居専用地域 港区三田一丁目地内 第二種住居地 追加する部分 港区三田一丁目地内</p> <p>一 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>都市計画を定める土地の区域</p> <p>平成二十八年二月二十二日</p>	<p>この法人は、広く一般市民を対象に、子育てと子ども虐待についての情報資源の整備や技術開発を行い、子どもの安全についての知識を普及する活動を通して、すべての子どもが安全に過ごすことのできる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>都市計画の案について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

晴海地区地区 変更する部分  
計画 中央区晴海五丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都

都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

臨海副都心有  
明北地区地区

変更する部分  
江東区有明一丁目、有明二丁目、  
有明三丁目及び東雲二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

臨海副都心有 変更する部分

明南地区地区 江東区有明三丁目地内

計画

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画、  
八王子都市計画、  
日野都市計画及  
び町田都市計画

下水道

追加する部分  
多摩川右岸南  
多摩流域下水

多摩市馬引沢二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び多摩市役所及び稲城市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

前野町ショッピングセンター

二 店舗所在地

板橋区前野町四丁目二十一番二十二号

三 設置者名

株式会社特殊金属エクセル

四 意見

ア 聴取者

板橋区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十八年二月九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年二月二十二日から同年三月  
二十二日まで。ただし、東京都の休日  
に関する条例(平成元年東京都条例第十  
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001